

アンモニア燃料船への安全かつ円滑な バンカリングの実施に向けた検討委員会

第3回 委員会資料

アンモニアバンカリングガイドラインに
盛り込む設備要件（案）

令和6年3月27日

MOL マリン&エンジニアリング株式会社

目 次

1. 検討方針	1
2. 対象とするバンカリング方式.....	1
3. 盛り込む設備要件（案）	1
3.1 Ship to Ship 方式のガイドライン.....	1
3.1.1 アンモニア燃料船.....	1
3.1.2 アンモニアバンカー船.....	1
3.2 Truck to Ship 方式のガイドライン.....	1
3.2.1 アンモニア燃料船.....	1
3.2.2 陸側ローリー	1
3.3 Shore to Ship 方式のガイドライン.....	2
3.3.1 アンモニア燃料船.....	2
3.2.2 陸側施設	2

1. 検討方針

第2回検討委員会で示した「資料2-4 アンモニアバンカリングガイドラインの作成方針について (Ship to Ship 方式)」及び「資料3-4 アンモニアバンカリングガイドラインの作成方針について (Truck to Ship 方式及び Shore to Ship 方式)」でのバンカリングガイドラインの作成方針を踏まえ、次年度に策定を予定している各方式でのアンモニアバンカリングガイドラインへ盛り込む設備要件を検討する。

2. 対象とするバンカリング方式

対象とするバンカリング方式は、「Ship to Ship 方式」、「Truck to Ship 方式」及び「Shore to Ship 方式」の三種類の方式とし、各方式でのバンカリングオペレーションで用いる設備とする。

3. 盛り込む設備要件 (案)

3.1 Ship to Ship 方式のガイドライン

以下の項目に該当する設備を、アンモニア燃料船およびアンモニアバンカー船に盛り込む設備要件とする。

3.1.1 アンモニア燃料船

- ①アンモニア燃料船ガイドラインに記載された設備要件
- ②アンモニアを安全に移送する際に必要となる設備要件
- ③漏洩事故対応にあたる上で必要となる設備要件

3.1.2 アンモニアバンカー船

- ①危険物船舶運送及び貯蔵規則第二編第三章第二節「液化ガス物質」の設備要件
- ②船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の2 (液化ガス物質) におけるアンモニア (無水) の設備要件
- ③アンモニアを安全に移送する際に必要となる設備要件
- ④漏洩事故対応にあたる上で必要となる設備要件

3.2 Truck to Ship 方式のガイドライン

以下の項目に該当する設備を、アンモニア燃料船および陸側ローリーに盛り込む設備要件とする。

3.2.1 アンモニア燃料船

3.1.1と同じ。

3.2.2 陸側ローリー

- ①高圧ガス保安法に示す設備要件

3.3 Shore to Ship 方式のガイドライン

以下の項目に該当する設備を、アンモニア燃料船および陸側施設に盛り込む設備要件とする。

3.3.1 アンモニア燃料船

3.1.1と同じ。

3.2.2 陸側施設

- ① 高圧ガス保安法に示す設備要件
- ② 港湾法に従い建設等されていること

設備要件を盛り込んだ Ship to Ship 方式、Truck to Ship 方式、Shore to Ship 方式のバンカリングガイドライン案を、参考資料2～参考資料4に示す。